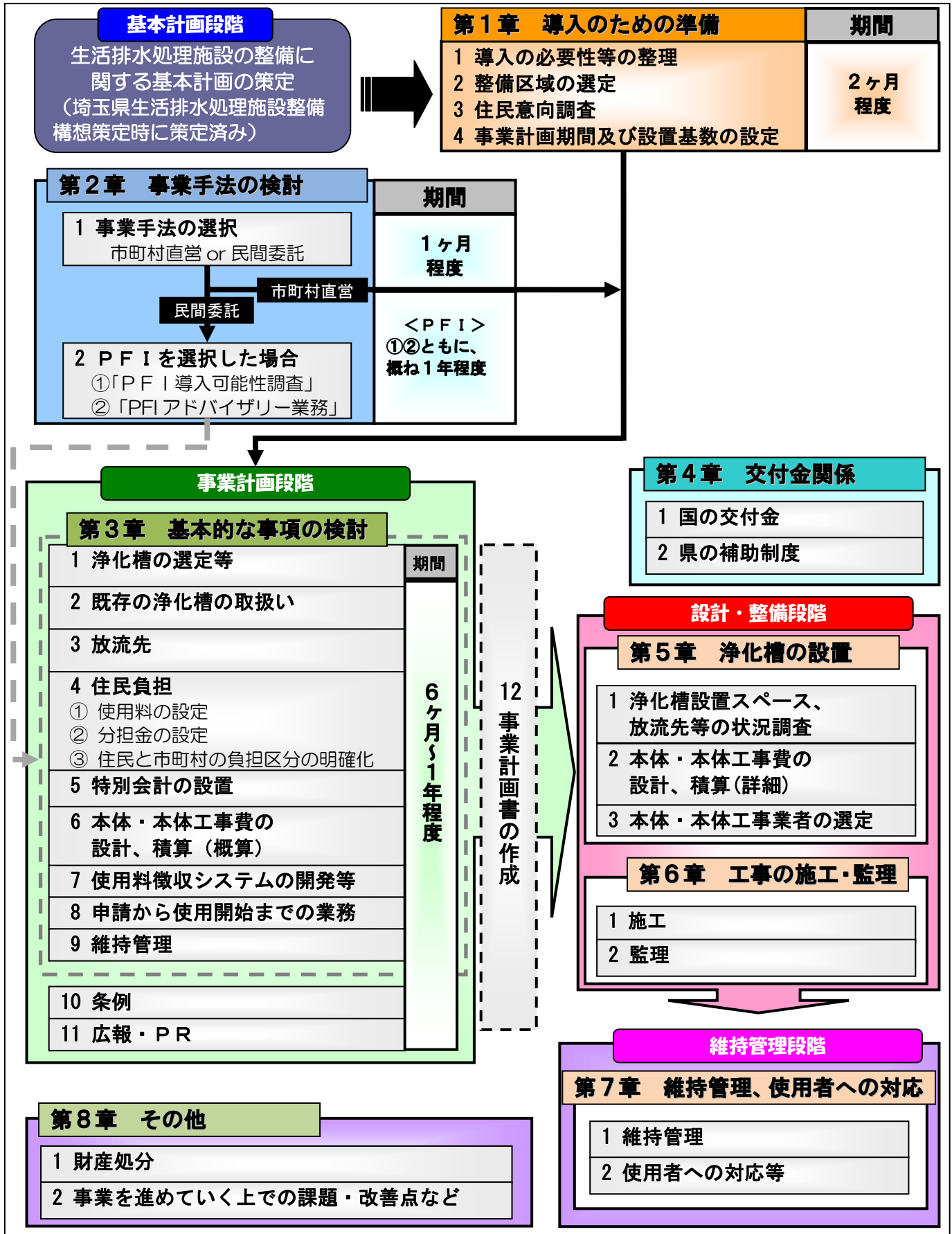


本編

第1章 導入のための準備

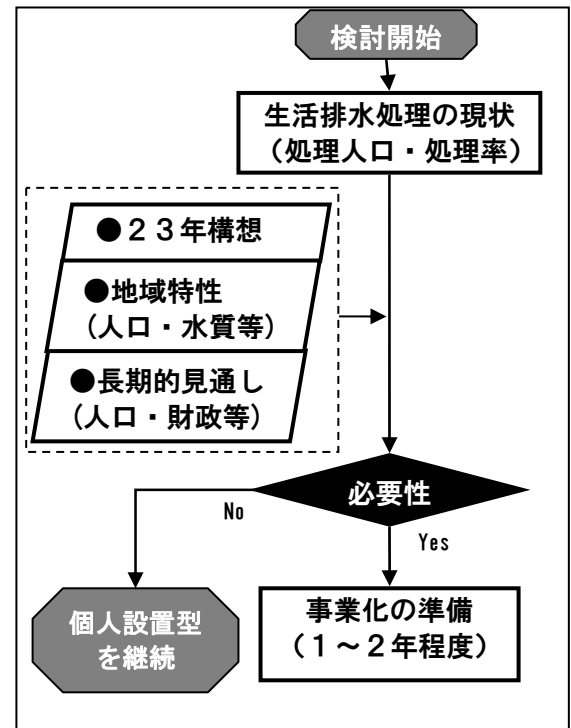
各章の項目と関連イメージ図



1 導入の必要性等の整理

(1) 導入の必要性

- 県は、23年構想において、平成37年度までに生活排水処理人口普及率を100%にすることとした。
- 本構想の改定に先立ち、県内の全市町村が、生活排水処理に関する基本計画を策定済みである。
- 今後、生活排水処理施設の整備対象となる地域の多くは家屋の密集度が低い。
- このため、下水道などの集合処理施設を整備する場合は、既に整備されている地域に比べて投資効果が低い。
- また、集合処理施設の処理区域の拡張に伴って維持管理費が増加しており、市町村財政への負担が大きくなってきている。
- 23年構想では、新たに浄化槽整備区域を設定し、浄化槽の整備促進を図ることとしている。
- 目標達成のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換が重要である。
- このため、県では平成23年度から浄化槽補助制度を抜本的に見直し、個人の費用負担の軽減を図り、特に転換に効果の高い市町村整備型に対し手厚い補助を実施している。



(2) 留意事項

➤ 地形的要因をもとに導入する場合

集合処理に適さない山間部や集落散在地域を対象に事業を導入する場合、高齢者世帯が大半であることが多く、経済的理由等により設置基数が思うように伸びないことが多い。

⇒ 住民アンケートなどにより事前に十分需要を把握しておく必要がある。

➤ 水質改善を目的に導入する場合

浄化槽は、住民同意に基づき設置していくことから短期に集中的な整備を行うことが難しく、直ちに公共用水域の水質改善が図られるわけではないので、住民説明等に留意する。

⇒ 下水道等を含めた生活排水処理対策全体を考えて計画を立て、説明責任を果たせるようにしておく必要がある。

➤ 事業化までの準備期間

市町村整備型の導入を政策決定してから導入まで1～2年を要するケースが多いので、事業開始年度から逆算して、余裕を持って準備計画を立てることが必要。

(3) 全国アンケート調査結果

【H23.8 全国市町村整備型実施市町村を対象に実施、189 市町村が回答】
 *以下、「全国アンケート調査結果」についても同様である。

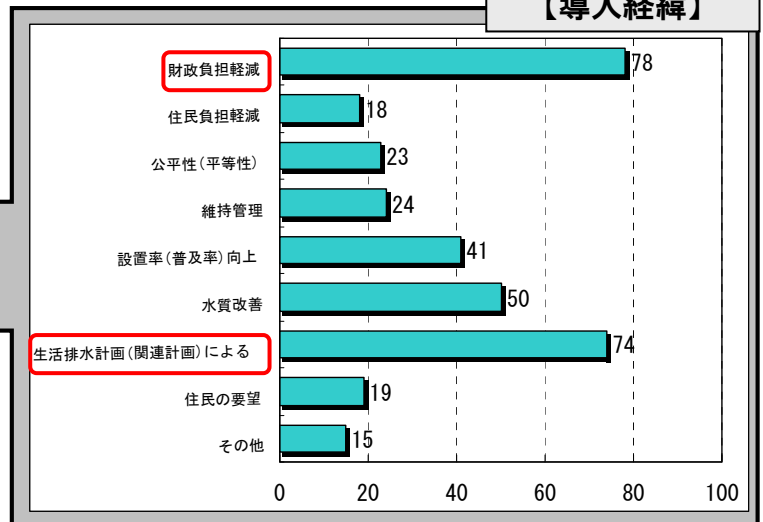
(ア) 事業の導入経緯

【回答】 下水道などの集合処理施設の整備と比べた場合の市町村財政負担の軽減や、生活排水処理計画等の遂行などが、導入の経緯となっている事例が多い。

【回答例】

- 地形的要因（起伏の激しい地域、集落が散在している地域等）で、下水道や農業集落排水のような面的整備では費用が莫大となるため
- 住民の費用負担が小さく、設置率向上が見込めるため
- 適正に維持管理されていない状況を改善するため

【導入経緯】



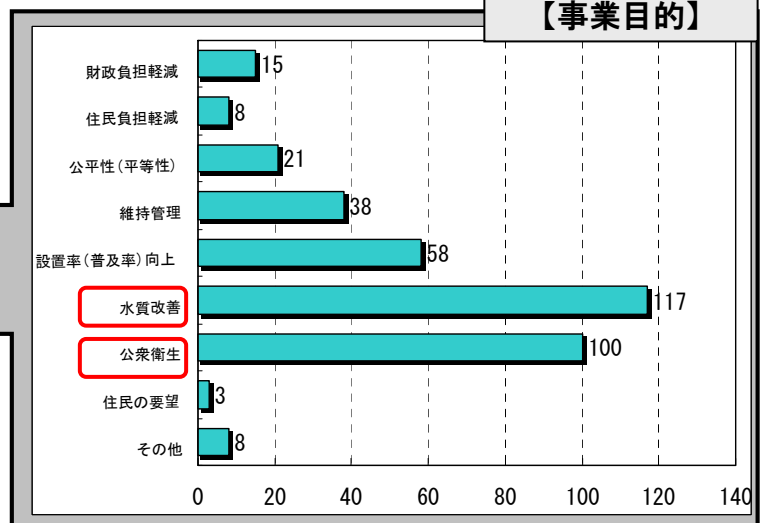
(イ) 事業の目的

【回答】 水質改善、公衆衛生の向上などを目的としているケースが多い。

【回答例】

- 水質改善などを始めとした生活環境保全及び公衆衛生の向上
- 下水道整備区域と同等な公共サービス提供の必要性
- 適正な維持管理体制の構築

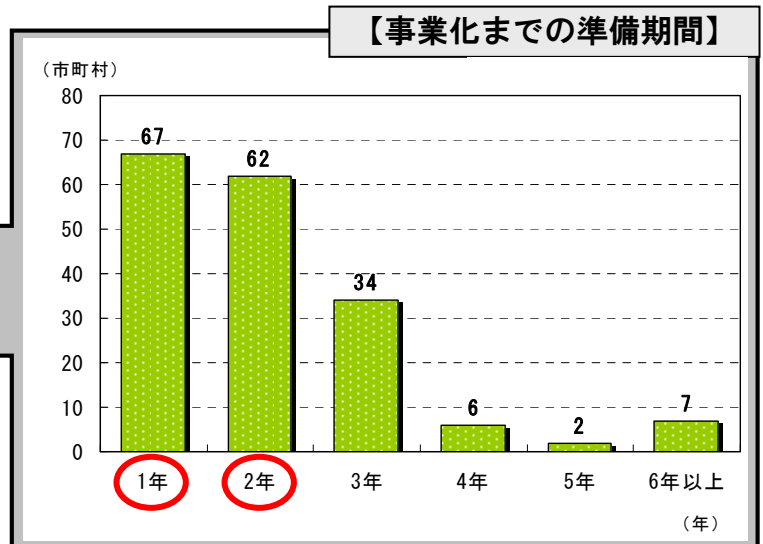
【事業目的】



(ウ) 事業化までの準備期間

【回答】 事業化までの準備期間は、1年～2年程度が多い。事業化に向けた準備を開始した年度は、平成13年度の浄化槽法の改正（合併処理浄化槽の義務付け）以降からが全体の8割程度を占めている。

【事業化までの準備期間】



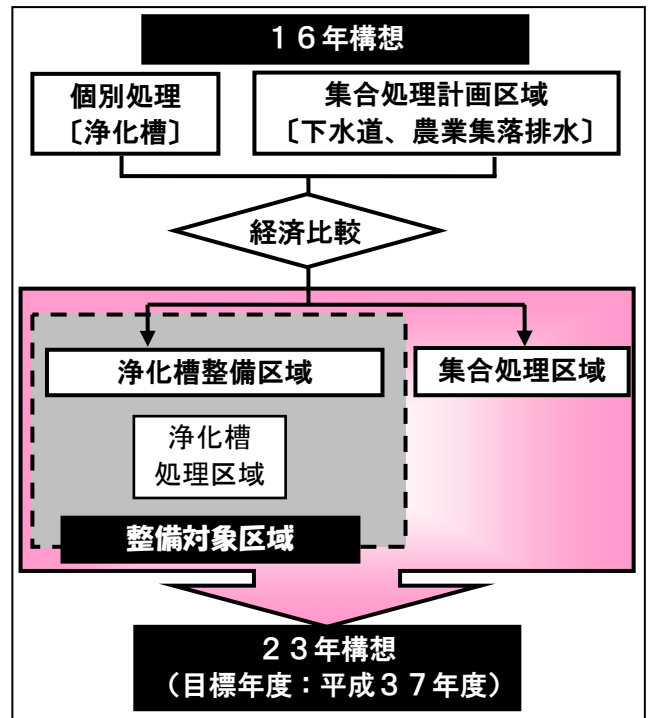
2 整備区域の選定

(1) 整備区域の選定手順

- 23年構想で、「浄化槽整備区域」及び「浄化槽処理区域」に位置付けている地域が候補となる。
- 整備対象区域は、その特性、範囲等により4つに区分して考えることができる。

- ① 浄化槽整備区域の全域
- ② 浄化槽整備区域の一部
- ③ 16年構想では集合処理計画区域だったが、23年構想で浄化槽整備区域になった地域
- ④ 浄化槽整備区域＋浄化槽処理区域

*市町村整備型で整備する地域と、個人設置型で整備する地域を重複することはできない。
(分けて実施することは可能)



(2) 整備対象区域の利点と留意点

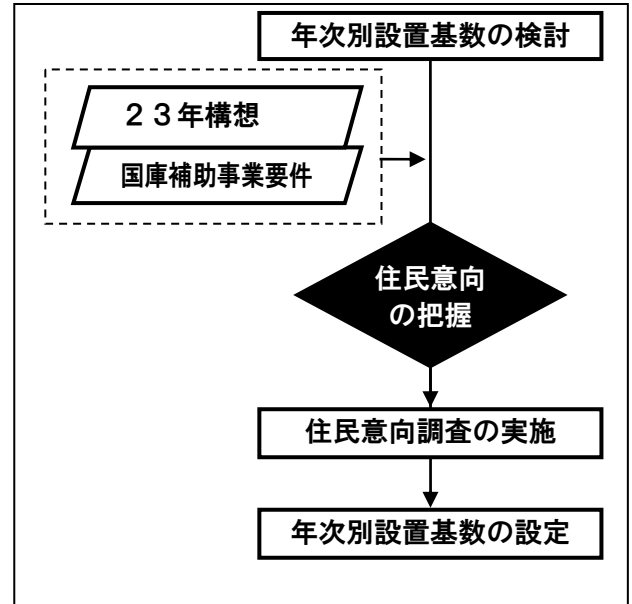
- 市町村整備型で整備する対象地域の選定上の利点と留意点を整理した結果は下表に示すとおりで、対象区域の範囲が広いほど生活排水処理人口普及率の向上に大きく寄与することになる。

項目	整備対象となる地域のパターン			
	①整備区域の全域	②整備区域の一部	③元集合処理区域	④処理区域含む
利点	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象世帯が多くなるため、需要計画が容易となる。 ● 対象者が多くなるため、生活排水処理率の向上に対する寄与度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象者の要望の確認作業が容易である。 ● 特定の地域を集中的に整備することで、集落の設置率が高くなる。 ● 整備地域周辺の公共用水域の保全につながりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道や農業集落排水に代わり、市町村整備型で浄化槽を設置。 ● 短期間で集合処理施設と同様のサービスが享受できることを説明することにより、住民理解が深まる。 	—
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者が多いことで、事業対象者の要望の確認作業が煩雑となる可能性もある。 ● 分散的に整備を進めると、公共用水域の保全等の寄与度が小さいので、計画的な整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽整備への要望が弱い場合には、国庫補助事業の要件を満たさない可能性がある。 ● 対象地域が小さい場合には、市町村全体の生活排水処理率の向上に対する寄与度が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の見直し内容について、十分な住民説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽処理区域は新設のみとなることから、生活排水処理率の向上に対する寄与度が低い。

3 住民意向調査

(1) 必要性

- 市町村整備型の事業では、国庫補助事業の要件を満たすだけの浄化槽の設置が必要不可欠である。このため、地域住民の浄化槽設置に関する要望を的確に把握することが重要となる。
- なお、住民意向調査は、必ずしも実施しなければならないわけではないが、計画的かつ効率的な事業運営を進めていく上では必要な調査であるといえる。



(2) 主な実施方法

- 住民意向を把握する方法としては、下表に示すようにアンケート調査や現地説明会がある。
- 事業対象区域が広範囲又は対象者が多い場合には、現地説明会での十分な説明が困難であり、アンケート調査が有効となる。
- 比較的小さな区域を事業対象とする場合は、現地説明会に十分な回数や時間を確保することができ、意向の把握が容易である。

	アンケート調査	現地説明会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵送により調査票を配布し、事業への参加意思などについて記入した調査票を郵送により返送してもらう方法。 ● 事業概要等の説明は、資料を同封することで実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一度に十数人から数十人程度を対象とし、事業概要についての説明を行うとともに、事業への参加意思などを把握する方法。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象が非常に多い場合でも対応が可能。 ● 択一式の設問でないと回答が得られにくいので注意が必要。 ● 資料を読んでもらうだけになるため、事業の趣旨等が伝わりにくい面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象区域が広範囲になると、開催回数が増え、時間もかかることになる。 ● 口頭での説明であり、質疑応答も可能なため、事業の趣旨等が伝わりやすい。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 高い回収率を得られない場合も多く、回収率を高めるための工夫(分かりやすい調査票の設計など)が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の人の意見により、全体の方向性に影響が出るおそれがあるので、注意が必要。 ● 住民の生活スタイルが様々なため、多くの人の意見を収集するには多くの場所や様々な時間帯での実施などが必要。

※その他、電話調査やヒアリング調査といった方法もある。

(3) 住民意向調査の事例（アンケート調査）

項目	埼玉県嵐山町	三重県紀宝町
調査方法	郵送アンケート	【配布】 嘱託員を通じた全戸配布 【回収】 郵送アンケート
調査対象区域	浄化槽整備区域	紀宝町全域
調査対象者	単独処理浄化槽及びくみ取り便槽世帯	全世帯
回答数/配布数	548件/963件 (回収率56.9%)	2,012件/5,647件 (回収率35.6%)
調査項目	①調査対象者の住んでいる地域	①住居の形態
	②世帯人員	②回答者世帯の年齢構成
	③住居形態	③合併処理浄化槽整備の必要性の認識
	④延べ床面積	④浄化槽の保守点検等の責任義務の認識
	⑤生活排水の放流方法	⑤生活排水処理形態
	⑥合併処理浄化槽整備の必要性の認識	⑥合併処理浄化槽の維持管理事業の希望
	⑦町設置浄化槽整備での設置希望	⑦合併処理浄化槽の新設・維持管理事業の希望
	⑧町設置浄化槽整備での設置時期	⑧自由意見
	⑨設置の可否を判断できない場合の理由	
	⑩町設置浄化槽整備に対する意見	

【詳細な情報】

- ・埼玉県嵐山町HPより
<http://www.town.ranzan.saitama.jp/town/1000kurashi/1030seikatsu/1038gesuidou/info/PDF/jyuminnikoutyouusa.pdf>
- ・三重県紀宝町HPより
<http://www.town.kiho.mie.jp/life/kankyo/anke-to.pdf>

(4) 住民説明会における説明内容の例

- 市町村設整備型の事業計画の住民説明会は、ある程度事業内容を詰めた上で実施する必要がある。説明内容を以下に例示する。

【説明会での説明内容（例）】

- 浄化槽整備の必要性（市町村の生活排水処理の実情など）
- 設置時の分担金及び住民が負担する工事費用（概略）
- 設置済みの合併処理浄化槽の取扱いについて（帰属制度に関する考え方）
- 使用料（内訳）及び浄化槽の使用に関して住民が負担する費用（概略）
- 浄化槽設置に係る排水設備工事（配管工事など）及び使用開始期限 など

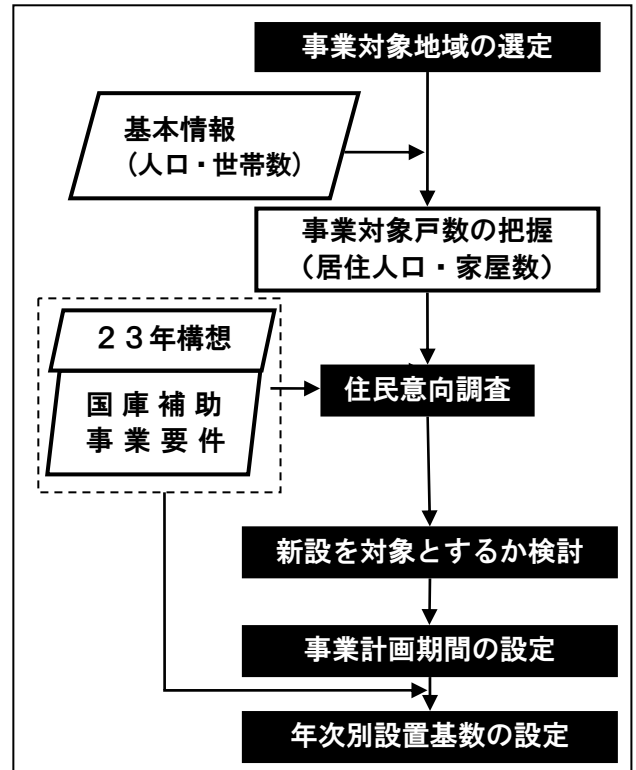
- 開催終了後に簡易なアンケートを実施し、事業への参加意思の確認、現状の浄化槽の設置状況を把握することが望ましい。

4 事業計画期間及び設置基数の設定

(1) 国庫補助事業の要件（設置基数）

➤ 国庫補助事業における設置基数の要件

- 当該事業年度内に **20 戸以上** の住宅等について浄化槽等を整備する事業であること。
- ただし、事業が **3 年以上継続** した場合又は **累積 50 戸以上** 整備した場合には、事業年度内に整備する戸数を **10 戸以上** とする。
- 事業が **7 年以上継続** した場合であって事業整備区域内における浄化槽処理人口普及率が **70%以上** の場合には、事業年度内の **設置基数の要件はない**。
- **累積 100 戸以上** 整備した場合であって、事業整備区域内における浄化槽の処理人口普及率が **70%以上** である場合は、事業年度内の **設置基数の要件はない**。



(2) 事業対象の検討（新設を含めるか否か）

- 事業対象範囲について、「新設」を含めるか、「転換」のみを対象とするかによって、事業計画の設定内容が変わってくるので、十分に検証する必要がある。
- それぞれの利点、留意点は下表のとおり。
*なお、県の補助制度に係る「転換」の定義はP.7参照。

	対象区分	
	新設も含める場合	転換のみを対象とする場合
利点	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業要件となる設置基数のクリアが容易になる。 ● 公平な汚水処理サービスを提供することができ、住民格差の解消に寄与する。 ● 新設についても維持管理を市町村が行うため、公共用水域の水質改善への寄与度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政投資や事務負担を転換のみに集中でき、市町村全体の生活排水処理率向上の寄与度が高い。 ● 整備総数が圧縮でき、財政的負担及び職員の事務負担が軽い。 ● 整備対象の把握が容易で財政計画が立てやすい。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置が新設ばかりだと、既存の単独処理浄化槽等の転換がなかなか進まず、市町村全体の生活排水処理率向上の寄与度が低くなり、費用対効果の面で課題が残るおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業要件となる設置基数をクリアするためには、事前の需要調査を十分に行っておく必要がある。 ● 導入後も、普及啓発に努め、設置基数を確保していく必要がある。 ● 同じ地区の中で、転換と新設で住民負担の差が生じる。

(3)事業計画期間の設定に当たっての留意点

- 事業計画期間の設定に当たっての留意点は下記のとおり。

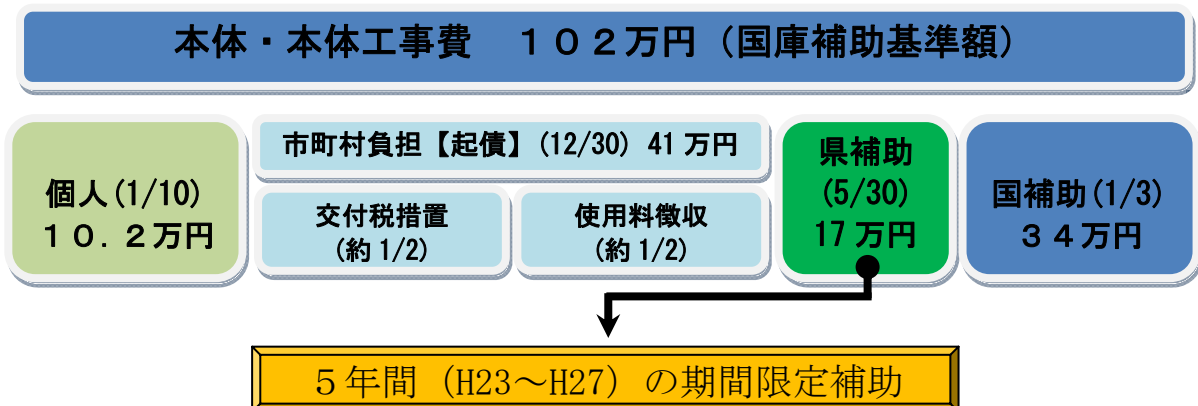
【留意点】

- 23年構想（目標年度：平成37年度）との整合性
- 国庫補助事業の要件を満たすように年度ごとの整備基数を検討し、計画期間を設定。

(4)年次別設置基数の設定に当たっての留意点

- 生活排水未処理人口や住民アンケート等を踏まえて設置基数を設定していくことが多いが、社会情勢の変動等にも影響され、住民の考え方が流動的になることがある。
⇒ **計画と実際の設置基数との間に差が生じることがあるので注意が必要。**
- 対象者の経済的負担や世帯の高齢化等の事由による設置基数の減も見込み、事業要件を満たすためには、事業開始当初にできるだけ設置基数を多くする計画を立てることも必要。
- 県では現在、配管費に20万円、処分費に10万円（いずれも上限）の補助を出している。（平成27年度まで）こうした県の配管費等の補助がある期間内に、転換基数を多くした方が住民にとってメリットがある。
*詳細はP.68（「県の補助制度」）参照。
- 整備基数を平準化するのではなく、導入初年度に転換基数を多くする計画を立てる方が、市町村財政にとって有利である。（下図・表参照）

※高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型）（5人槽）の例
※条例で5人槽の分担金を10.2万円に定めた場合



【期間限定補助の内容：導入初年度のみ補助】

● H23～H25年度導入の場合	→ 1基当たり 5/30（17.0万円）補助
● H26年度導入の場合	→ 1基当たり 4/30（13.6万円）補助
● H27年度導入の場合	→ 1基当たり 3/30（10.2万円）補助
● H28年度以降に導入する場合	→ 本体・本体工事費への県からの補助なし

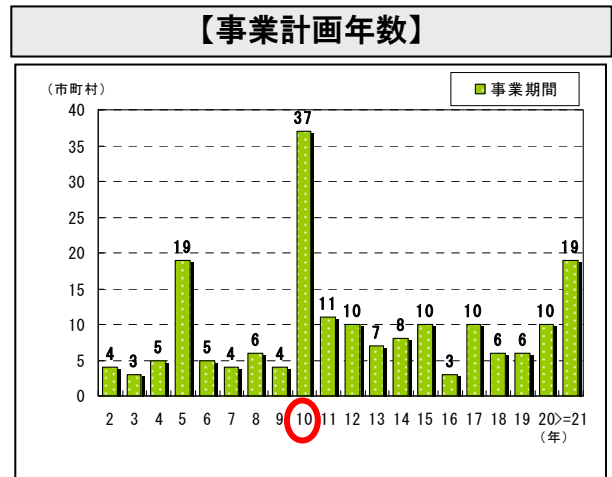
※10/1からの事業開始の場合、1年半補助を受けられる。（詳細はP.68「県の補助制度」参照）

(5)全国アンケート調査結果

(ア) 事業計画年数

回答

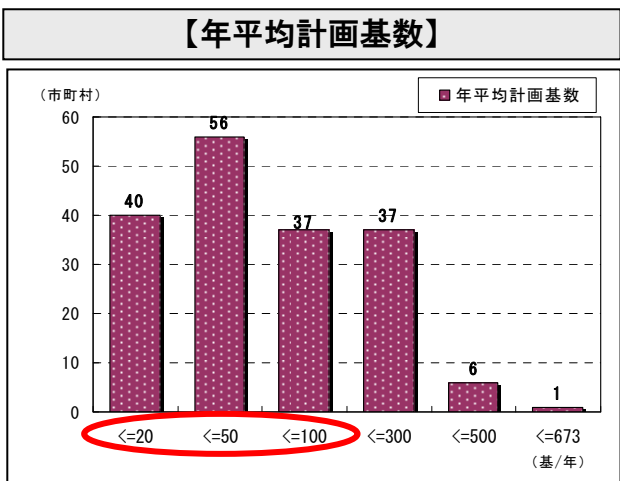
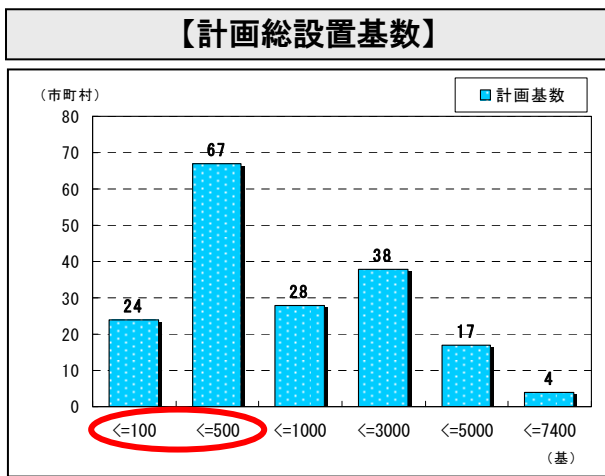
事業計画の期間は、10年が最も多く、
全体的にも10年以上の計画が多い。



(イ) 計画設置基数

回答

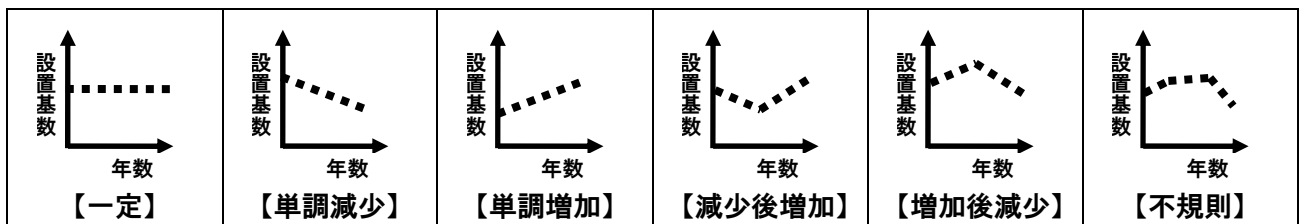
総設置基数は100~500基程度が最も多く、
年平均では100基以内の市町村が75%を占める。



(ウ) 設置数の年度別推移

回答

回答結果を6パターンに分類



【回答結果】

- 年度ごとに単純に減っていく「単調減少」型が最も多い。
 - ついで、各年度同じ基数を整備していく「一定」型。
 - その次は、増加したあと減少していく「増加後減少」型の順になっている。
- *事業開始時にできるだけ多く設置する自治体が多い。

